

## スウェーデン社会サービス法における自己決定権尊重の原則

高田 清 恵

### 一 はじめに

わが国では、社会福祉基礎構造改革を通じて、社会福祉が新たに「個人の尊厳の保持を旨とする」ことを基本理念とし（社会福祉法三条）、利用者の意向を十分に尊重してサービスが提供されるべきこと（同五条）を原則とするに至った。そして利用者の自己決定や選択の自由を重視し、利用者本意の考え方に立った、いわば利用者主体の社会福祉へと移行することを目指した抜本的な制度改革が行われてきた。この背景には、主として、従来の「措置制度」を基礎とする社会福祉法制においては、とりわけ従来の行政解釈や裁判例の立場に基づけば、個人の法的地位が弱く、自己決定や選択の自由が十分に保障されていなかったという問題が存在する。<sup>(1)</sup> このような問題に対し、措置制度を維持しつつ改善するという方法もあったが、わが国では、利用者が自らサービスを選択し提供事業者と契約を締結してサービスを利用するという、利用契約方式へと転換するという方法が採られてきた。契約制度の導入により、確かに利用者は、契約上の権利として社会福祉を利用することになり、また、どの事業者と契約するかについて選択の自由を行使できるようになった。

しかし、社会福祉の新たな理念・原則となった、利用者の自己決定権や選択の自由が重視されるような社会福祉サービスを真に実現するためには、今なお多くの課題が残されている。例えば、利用者がどの施設・サービスを選択するかという点についてみても、これが実質的に保障されるためには、利用者が選択しうるだけのサービス量が整備されてい

る必要がある。また、利用料や保険料などの費用負担が過重になり、利用したくても利用できないといった利用抑制の問題も、実際に生じている。また利用者が選択の自由を行使するためには、手続き段階で情報を受ける権利や、意見を表明する権利なども、前提として保障される必要がある。

一方、スウェーデンにおいては、行政決定に基づく社会福祉サービスの提供方式を維持しつつ、同時に、個人の自己決定権の尊重と選択の自由を基本的原則として法の中に位置づけている点で、わが国とは対照的である。

本稿では、スウェーデンの社会サービス法における利用者の自己決定権尊重の原則、および選択の自由の原則について定めた法規定を取り上げ、その法的性格と内容について明らかにすることを課題とする。まずはじめに、スウェーデンの社会サービス法の法的構造と特徴について概観し、次いで、同法に基本原則として位置づけられる自己決定権尊重の原則について検討する。最後に、わが国の法制度との若干の比較検討を行う。なお検討にあたっては、社会サービス法の制定過程における公式文書を主たる素材とし、補足的に学説等も参照している。法の制定過程における公式文書とは、法源として位置づけられるものではないが、スウェーデン法学においては、法解釈の指針ないしガイドラインとして位置づけられている。<sup>(2)</sup> 具体的には、法の制定にあたって政府により設置される立法調査委員会から提出される報告書(SOU)、管轄省の大臣による報告書(Ds)、国会に提出される政府法案(Prop.)などがある。本稿では検討対象として、①社会サービス法制定にあたり設置された立法調査委員会である社会調査委員会(Socialutredningen)による、社会サービス法の理念・目的に関する最初の包括的な報告書(SOU 1974:39 *Socialvården - Mål och medel*)と、一九七九年に国会に提出された社会サービス法についての政府法案(Regeringens proposition(Prop.)1979/80: 1 *Om socialtjänsten*)を中心に取り上げる。

## 二 社会サービス法の基本理念と法的構造

一九八〇年に制定されたスウェーデンの社会サービス法(一九八〇:六二〇、現行法は二〇〇一:四五三)は、児童

福祉や、高齢者福祉、障害者福祉等の各社会福祉の分野に加えて、アルコールや薬物依存者に対するケアや生活保護などをも含む、社会福祉に関する包括的な法律である。同法は、福祉サービスの対象者を受動的な地位においていた旧社会福祉諸立法を抜本的に改め、個人の自己決定権と尊厳への尊重を新たな基本原則として位置づけた法律である。福祉先進国として知られるスウェーデンにおいても、一九八〇年の社会サービス法制定以前の旧福祉各法においては、①対象者を保護の客体として受動的な地位においていた点、②特定の場合に福祉施設への入所決定を一方的に行うことができる等、行政機関の側に強い権限が与えられていた点、③これに対して個人の側では、社会福祉受給権、手続的権利のいずれも現行法と比べて不十分な規定しか有していなかった点などが特徴として挙げられる<sup>③</sup>。ここから旧社会福祉が管理的・抑圧的・家長主義的な性格をもつとして、一九六〇年代頃から、社会福祉の当事者団体や福祉労働者組織によって強く批判され始めた。このような背景のもとで制定された一九八〇年の社会サービス法は、社会福祉の分野において民主主義をより徹底させるといふ改革の目的のもと、古い社会福祉立法の管理的、抑圧的等の性格を払拭し、利用者の自由意志に基づく利用者主体の社会福祉へ抜本的に転換することを最も重要な課題として制定されたという経緯をもつ<sup>④</sup>。

このような制定の経緯から、一九八〇年の社会サービス法では、法の最も上位の目的（全体的目的）を定めた第一章一条一項で「社会サービスは、民主主義と社会連帯を基礎に、人々の経済的および社会的な安全、生活条件における平等ならびに社会生活への積極的な参加を促進するものでなければならない」と規定して、「民主主義」「平等」「社会連帯」「安全」を最上位の目的として規定するとともに（一章一条一項）、法の基本原則として第一章一条三項に「個人の自己決定権と尊厳への尊重」を位置づけている。

### 社会サービス法の法的構造の特徴

これらの原則について言及する前に、社会サービス法全体の基本的構造について簡単に概観しておく。まず、同法の法的性格についてしばしば「枠組法」であると述べられているが<sup>⑤</sup>、厳密に言うと同法は、単に枠組のみを定めたものではない。例えば、どのような種類の社会サービスメニューをどのような水準で、どのように提供するかについては、概

ね社会サービスの実施主体であるコミュニティ、すなわち住民に最も身近な地方公共団体の広範な裁量に委ねられている<sup>(6)</sup>が、このような裁量を統制するものとして、個人の実体的権利たる援助受給権や手続的権利、これに対応するコミュニティの法的義務が定められている。同法に基づく社会サービスの利用は、個人の自由意思に基づく申請を前提とし、コミュニティの管轄行政委員会（社会委員会等）の行う行政決定により提供される（四章一条）。個人の「援助を受ける権利」は第四章一条で明記されており、個人の「必要性が自らあるいは他の方法で満たされない場合」には、コミュニティに、当該個人の「適切な生活水準」を保障する義務が課せられている（四章一条、一章二条）。

コミュニティには、第二章二条に基づき、区域内に居住、滞在する者の援助受給権を保障することについての最終的義務が課されている。また、個人が援助を受ける際の手続についても、個人の側に強い手続的な権利が付与されている（同法十一章）。コミュニティの社会委員会の行政決定に不服があるときは、個人は一般行政裁判所（一番はレーン行政裁判所）に行政抗告訴訟を提起することができる（一六章二条）。コミュニティの行う社会サービス事務に対しては、国の中央行政庁である社会庁と、県レベルではレーン中央行政庁が監督義務と監督権限を有している。社会サービス法では、他にも「総合的視点の原則」「リハビリテーションの原則」「ノーマライゼーションの原則」等の原則が規定されている。とりわけ同法では「総合的視点の原則」にもとづき、社会福祉を単に個人や家族を対象として社会的なサービスを提供するものとみなすのではなく、援助を必要とする様々な個人や家族の問題は社会的構造に起因して生じるという視点にもとづき、社会構造自体に働きかけることを社会福祉の重要な任務としている点でも、旧福祉各法とは大きく異なっている<sup>(7)</sup>。

### 三 社会サービス法における自己決定権尊重原則等に関する法規定

#### 1 自己決定権尊重と選択の自由に関する法規定

自己決定権尊重の原則については、社会サービス法は、第一章一条三項、第三章五条項で規定されている。これらの

条項は、法の全体的目的の一つである「民主主義」を基礎とするものとして位置づけられている。これら三つの条項について順にみていく。

(一)「民主主義」の目的(第一章一条一項)

第一章一条一項は、前述のように「社会サービスは、民主主義と社会連帯を基礎に、人々の経済的および社会的な安全、生活条件における平等ならびに社会生活への積極的な参加を促進するものでなければならない」と規定し、「民主主義」「平等」「社会連帯」「安全」の四つを法の最上位の目的として位置づけており、「民主主義」がその一つに挙げられている。

法の制定過程では、「民主主義」概念について、とりわけ「当事者民主主義」が最も強調されている。すなわち「民主主義といった場合に、そこには多様な主体が存在しうる」が、その中でも制定過程では、「当事者(利用者)民主主義("Klientendemokratie")」がとくに強調されている。<sup>(8)</sup> 当事者(利用者)にとっての民主主義とは、①利用者の権利義務に関する法規や福祉サービス利用の要件、地域に存在する社会サービス資源など利用者の有する社会的な問題解決に関わるあらゆる情報を受け得ること、②社会福祉の職員と一緒に自らの社会福祉施策を形成しうること、③複数の選択肢の中から選択・決定する機会を有すること、④援助決定者と直接にコンタクトとりうること等が含まれるとされている。<sup>(9)</sup>

(二)個人の自己決定権の尊重の原則(第一章一条三項)

次に、第一章一条三項では、「社会サービスの事業は、個人の自己決定権と尊厳に対する尊重を基礎として行われなければならない」と規定する。ここから当該条項は、個人の自己決定権尊重の原則の法的根拠規定として位置づけられている。<sup>(10)</sup> 当該条項は、同条一項に定める民主主義の目的を展開したものと解されている。<sup>(11)</sup>

(三)選択の自由および利用者の影響力の原則(第三章五条)

また第三章五条は、「社会委員会によって提供される個人を対象とする施策は、本人と一緒に形成され、実施されなければならない」と規定する。この規定は、第一章一条三項に定める個人の自己決定権尊重の原則をさらに展開したも

のと解されており<sup>(12)</sup>、社会サービスの分野における「個人の自由意志の原則」および「選択の自由の原則」に対する法的根拠とされている<sup>(13)</sup>。さらに後述のように、社会サービスの形成および実施の双方について、可能な限り利用者本人が影響力を行使しうるべきという「利用者の影響力」ないし「利用者の視点」原則の根拠にもなっていると解されている<sup>(14)</sup>。

## 2 法的性格

第一章一条一項で定める目的規定については、その法的性格はプログラム規定であると解されている。すなわち、当該規定は具体的な法的効力を有するものではなく、社会サービスの発展のための長期的な政策的・政治的目標を示しているものと解されている<sup>(15)</sup>。

一方で、第一章一条三項に定める自己決定権の尊重、および第三章五条に定める選択の自由に関する規定の法的性格は、「原則」に相当すると解されている。一九八〇年の社会サービス法の制定過程では、自己決定原則および選択自由の原則について度々言及されているが、例えば政府法案 (Prop. 1979/80:1) では「選択の自由および自己決定は、社会サービスにおいて個人の案件を処理する際の指針の原則でなければならぬ」(Prop. 1979/80:1, s. 208.) と述べ、両者を、個人を対象とする社会サービスの実施の際における基本な「原則」として位置づけている<sup>(16)</sup>。「原則」とは、従来はプログラム規定と同様、何ら法的効力がないものと解されていたが、比較的近年の学説では、「原則」を全く法的効力をもたない規範であるとするのではなく、一定の法的効力をみとめようとする傾向にある。例えばアレクセイによると、原則 (principer) とは、法的および現実上の可能性から、多様な程度において (optimering) 満たされるべき命令として特徴づけられるものと解されている<sup>(17)</sup>。スウェーデンの社会法学における学説でも、この立場が支持される傾向にある<sup>(18)</sup>。

なお、スウェーデンの社会法研究者であるランデリウスは、第三章五条のうち、社会委員会が個人と「協議 (samråd)」しなければならないという部分については、単なる「原則」にとどまらず、社会委員会に具体的な法的義務を課した法規定と解するべきであると主張している<sup>(19)</sup>。

### 3 内容

次に、これらの原則の具体的内容について、一九八〇年の社会サービス法の制定過程ではどのように論じられていたか。先述のとおり同法の制定過程において、これらの原則について度々言及されているが、そこでは必ずしも自己決定権原則と選択自由の原則を厳密に区分して論じられてはいない。ここではその内容に従って、以下のように整理しておく。<sup>(20)</sup>

第一に、自己決定権尊重原則の内容としては、以下の二点がある。

①自分の状況に関する自己決定 広義には、個人が自分の生活および生き方を自ら決定すること、すなわち自分の状況に関する自己決定権を意味している。<sup>(21)</sup> この意味での自己決定権は、後述のように同法第一章一条二項で「自分の状況に対する自己責任」の原則としても定められている。

②特定のサービスの利用に関する自己決定 狭義には、特定の社会サービスを利用するか否かに関する自己決定権を意味する。すなわち「特定の社会サービスを受けるか否かを最終的に決定するのは本人自身であることが主たる原則」という意味で用いられている。<sup>(22)</sup>

第二に、選択の自由の原則の内容としては、以下の四点がある。

①選択肢の中から選択し決定すること 第三章五条に基づく「選択の自由」原則については、まず、複数の選択肢の中から利用者が選択し決定することを意味する。すなわち複数の選択肢が存在する際に、選択を行うのは利用者本人であることを意味する。<sup>(23)</sup>

②施策の形成および実施における利用者の影響力 また当該原則は、具体的な社会サービス施策の形成および実施のいずれの際にも、利用者本人の希望が配慮され、利用者本人が可能な限り影響力を行使しうることが重視されるべきであることを意味するものであると解されている。これは「利用者の影響力」ないし「利用者の視点(Klientperspektive)」「原則とも呼ばれている」。<sup>(24)</sup>

③職員との協議の機会の保障　さらに当該原則は、具体的な援助の利用に際して、個人が希望を述べるために職員との協議の機会が与えられなければならないことを意味する。制定過程では、社会サービス法に基づくサービス提供の際には、行政機関は利用者の「頭越しに」社会サービス施策を講じることは許されないと述べられている。<sup>28)</sup> ランデリウスによれば、当該「協議」の目的は個人の影響力を増大させることにあるとし、利用者が施策に関する希望を述べ、複数の選択肢のなかから選択しうるための前提条件となるとされている。

④処遇計画の策定への参加　同様に、制定過程では「案件の当事者が自ら処遇計画の策定に参加することは重要である。そうでなければ自由意志及び自己決定の原則は単なる内容のない言葉になってしまう<sup>29)</sup>」と述べられており、計画策定における利用者の参加の保障をも含むものと解されている。

#### 4 行政機関の責務

社会サービス法の制定過程では、個人が自己決定権や選択の自由を行使するにあたり、行政機関の側にも固有の積極的な責務があることも強調されている。<sup>27)</sup> すなわち個人が自らの状況や社会サービスの利用に関して自己決定権や選択の自由を実質的に行使しうるためには、社会の側に基本的義務が要請されると述べられており、そこには情報提供や助言・相談等を通じてこれを積極的に支援すべきことなどが含まれるとされている。ここから、個人の自己決定権および選択自由の尊重の原則が、行政機関の固有の積極的義務を伴うものと解されているといえる。

当時の社会大臣は、行政機関に課される固有の責務について、「社会サービスに携わる行政機関側は、単に個人からの働きかけを待っただけでなく、個人と積極的に協議することを通じて、また情報提供や助言を行うことを通じて、個人の真の必要性やそれを取り除くための条件について個人とともに明らかにし、個人が自己決定を行うことを積極的に援助し、場合によっては個人の自己決定に対して積極的に影響を与えるという固有の責務を負うべきである<sup>28)</sup>」と述べている。このことは、とりわけ社会の中の「最底辺」に位置する人々にあてはまると指摘されており、これらの人々は「しばしば大きな困難のもとに生活しており、選択の自由の恩恵をほとんど受けられない」として、このような意味での積極的

な支援なしには、自己決定権や選択の自由は行使しえないに等しいと指摘している。<sup>(29)</sup>

#### 四 自己決定尊重原則と選択自由の原則の制限

他方で、個人の自己決定権尊重および選択の自由の原則は、いかなる制限も課されないものではない。ここでは、これらの原則が社会サービス法に定めるその他の目的や原則等からどのような制限を課されるのかについてみていく。<sup>(30)</sup>

##### 1 自己決定権の制限

(一)「自分の状況に対する責任」原則による制限(第一章一条二項)

第一に、特定のサービスを受けるか否かに関する個人の自己決定権は、同法一条二項に定める「自分の状況に対する自己責任」の原則によって制限される。当該条項も、自己決定権尊重の原則と同様に、社会サービス法の基本原則の一つであると解されている。すなわち制定過程において社会大臣は、社会サービスの事業は各個人の行動や生活方法に関する自己責任を肩代わりするべきではない、そのような場合には人々を受身にし、依存的にする危険性がある、と指摘している。<sup>(31)</sup> このような意味での制限は、手続上は、援助を受給する際に、行政機関による援助の必要性判定が行われることによってなされる。

(二)「個人の資源の開放・発展」ないしリハビリテーションの原則による制限

第二に、上記の意味での個人の自己決定権は、法一条二項に定める「社会サービスは、個人の資源を開放させ、発展させることを目指すものでなければならない」という原則からも制限されうる。社会サービス第一章法一条二項は、個人の資源の解放および発展の原則、ないしはリハビリテーションの原則を定めたものと解されている。同様の趣旨は、個人についてはさらに、第四章一条二項において「援助は個人の自立した生活を送るための資源を強化するように形成されなければならない」とも規定されている。ここでは自己決定権は、社会的な援助を受けることが、本人資源や能力を解放せず、あるいは発展を後退させるような場合には、当該援助の受給は認められないことを意味する。

### (三) 利用可能な資源との関係

第三に、コミュニティに利用可能な財源ないし社会資源が欠如している場合に個人の自己決定権が制限されうるか否かについては、スウェーデンでは、特定の施策を個人が希望し、かつその必要性が存在する場合には、援助を受ける権利は資源の欠如によって制限されてはならないと解されている。この点はわが国とは大きく異なる。

すなわち同法は、第四章一条で個人の社会的援助を受ける権利を明記しているが、当該援助受給権とこれに対応するコミュニティの義務の効力は、コミュニティの財政的状況や社会資源の状況によっては左右されてはならず、「資源の欠如」は申請を拒否する理由にはならないというのが最高行政裁判所や行政解釈の立場である<sup>62</sup>。したがって、例えばあるコミュニティ内で高齢者住居等が不足している場合に、個人がこのタイプの住居への入居を希望し、かつ入居の必要性があると社会委員会（あるいは拒否決定に関する抗告訴訟の場合は行政裁判所）が判断した場合には、コミュニティの側には特別住居の整備義務を含むサービス提供義務が生じる。これを満たさない場合はいわゆる「法規無視」ないし「裁判所無視」と呼ばれる違法状態が生じる<sup>63</sup>。ここから、特定の施策について必要性がある場合には、当該援助を受けることについての個人の自己決定権は、資源の状況によって制限されないといえる。

## 2 選択の自由の制限

### (一) 「個人の資源の開放・発展」ないしリハビリテーションの原則による制限

選択の自由の制限として、第一には、前述の自己決定権の制限の場合と同じく、社会サービスが個人の自立した生活をおくる力を強化するように形成され実施されなければならぬとする、第一章一条二項および第四章一条二項に基づく「個人の資源の解放・発展」ないし「リハビリテーションの原則」によって制限される。

### (二) 利用可能な資源による制限

第二に、自己決定権の制限の場合とは異なり、選択の自由については、コミュニティにおける利用可能な資源の状況によって制限されうると解されている。すなわち政府法案では、複数の選択肢の中から最終的に選択・決定を行うのは個

人であることを原則としつつ、他方で、個人の必要性をみたしうるような選択肢が複数考えられる場合には、個人は特定の施策を受けることについて無条件の権利を有するものではなく、コミュニティ内にとどのような利用可能な資源が存在しているかという点が考慮されなければならない、と述べられている。<sup>84)</sup>したがって、個人の援助を形成する際にはコミュニティの資源にも考慮されなければならない、資源の状況は個人の選択の自由を制限することになる。

ただしこのことは、個人の必要性を満たしうる選択肢が複数ある場合における制限であって、前述のとおり、例えば特別住居への入居の必要性など、ある特定の施策についての必要性が存在する場合には、その施策が不足しているからといって他の施策—例えば特別住居のかわりに在宅でのホームヘルプ等—で代替してよいことにはならない。

## 五 比較検討

以上みてきたように、日本とスウェーデンのいずれも、旧社会福祉法制への批判を背景に、個人の自己決定権や選択の自由を新たな理念とした社会福祉改革が行われてきた点で、共通していると言える。しかしその具体化の方法は、スウェーデンでは行政決定にもとづく社会サービスの提供方式を維持したものであるのに対し、日本では個人と提供事業者による直接契約制度を導入するという方法がとられた。両者で用いられている自己決定権尊重および選択の自由の概念を比較すると、次のような四点を指摘することができる。

### ① 「原則」としての法的性格

第一に、自己決定権尊重という理念については、日本では新たな社会福祉の基本理念として位置づけながら、その法的性格や内容について十分に分析・検討が行われているとは言いがたい。これに対してスウェーデンでは、これらの理念は社会サービス法にもとづく個人を対象とする施策に関する「原則」として位置づけられており、学説上は、これを単なるプログラム規定とみるのではなく、法的および現実上の可能性にしたがって多様な程度において実現されるべきことを命令する規範として理解される傾向にある。

## ②自己決定権および選択の自由の広範な内容

第二に、自己決定権尊重原則および選択自由の原則の内容について、スウェーデンでは、①利用者が自らの状況に関して自己決定すること、②特定の社会サービスを受けるか否かを自ら決定すること、③複数の選択肢の中から選択を行うこと、④施策の形成および実施において利用者の希望が配慮され、可能な限り利用者が影響を行使できること等が含まれると解されており、これらが広範な内容を含むものであることが指摘できる。これに対してわが国の社会福祉基礎構造改革では、利用者がどの事業者・サービスを選択するかという点にもつばら重点がおかれ、スウェーデンの場合と比べると矮小化して理解される傾向にあることが指摘できる。とりわけ①および④の意味が軽視されていると言わざるをえない。

## ③公的責任の強調

第三に、スウェーデンでは、個人の自己決定および選択の自由の原則は、単に個人の権利と自由を意味するのではなく、公的機関の側にも固有の責務を課すものと解されている。すなわち社会福祉分野における個人の自己決定権および選択の自由が実質的に実現されるためには、行政機関による情報提供、相談・助言等の積極的な支援および、次に述べる公的な基盤整備義務をも含む公的責任を不可欠の前提条件として位置づけている点で特徴的であるといえる。日本では、公的部門のもつ個人の自由を制限する側面が強調され、行政処分に基づく措置制度が否定されてきたが、公的部門のもつ自己決定と選択の自由の実現のための積極的側面については、十分に議論されてきてはいない。

## ④援助受給権に裏付けられた自己決定権

第四に、第三の点でも言及したとおり、スウェーデンでは、特定の援助を受けるか否かについての個人の自己決定権は、資源の欠如によって制限されない援助受給権に裏付けられている。すなわちスウェーデンでは、個人の援助受給権はコミュニケーションによって実質的に保障され、この範囲で自己決定権も実質的に保障されることになる。

これに対してわが国では、国または地方公共団体の基盤整備義務についての十分な法的義務が規定されていないため、

例えば要介護認定等によって個人の援助の必要性が認定された場合でも、サービス量が不十分なためサービスを受けられない事態が深刻な問題となっている。この場合、受けたい援助を受けられないという自己決定権の侵害も生じているといえる。

## 六 おわりに

最後に、本稿では紙幅の関係で取り上げることができなかったが、スウェーデンでは、自己決定権尊重や選択の自由の原則を実質的に実現するため、社会サービス法や関連諸法において様々な法的しくみを用意し、行政機関に対する個人の法的地位の強化がはかられている。なかでも援助の形成過程における個人に保障される手厚い手続的権利と、援助の実施過程における利用者の影響力強化のための利用者参加制度は注目に値する。

前者については、主として社会サービス法と行政法 (Förvaltningslag(1986:223)) に基づく援助決定過程における情報を受ける権利や意見表明権等の個人に対する手続的権利の保障、後者については地方自治法 (Kommunallagen(1991:900)) に基づく利用者参加制度の発展を挙げることができる。わが国においても、社会福祉サービスの主たる部分が契約制度へ移行した一方で、措置制度により提供される部分もこれと並存している。措置制度の分野についても、新たな法理念に基づき抜本的な見直しが必要であることを付言しておく。

なお本稿では、判断能力が低下している場合における利用者の権利や自己決定権を保障するための法制度―後見人制度等―については取り上げることができなかった。これらの点については、今後の課題としたい。

- (1) 従来、行政解釈や判例では、社会福祉を受けることは受給者の権利ではなく、行政機関の側に義務や権限が与えられていることとの反射的利益にすぎないと解されており、同時に、どのような種類のサービスを受けるか、どの施設に入所したいか等についての個人の選択の自由は保障されていないと解されてきた。東京地判昭六一・九・三〇判時二二一八号九三頁、大阪地判平一〇・

九・二九判タ一〇二二号一五〇頁、大阪高判平一三・六・二二判時二二八号七二頁等。

- (2) Åke Lögberg, Några anteckningar om betydelsen av utalanden i en lags förarbeten, i Festskrift till Carl Olivecrona, 1964. Ann-Charlotte Landelius, Självbestämmande, valfrihet och samtycke inom socialtjänsten, 1996, s 119.
- (3) 拙稿「スウェーデンの社会サービス法の法理念(一)」*琉大法学*七四号、二〇〇五年、二二九-二七二頁を参照。
- (4) Prop.1979/80:1, s 210; Lars Grönwall och Lief Holgersson, Socialtjänsten—Handboken om Sol, LVU och LVM, s 107. 等を参照。
- (5) Carl Nordström, Anders Thunved, Nya sociallagarna med kommentarer, lagar och författningar som de lyder den 1 januari 2006 (uppl.19), Stockholm 2006, s 31.
- (6) 但し第四章一条に定める「適切な生活水準」のうち生計維持援助の一部については、一九九八年改正以降、政府が全国一律の基準(全国基準 [riksnorm]) を定めている(同三条)。社会サービスに関する国の監督行政庁たる社会庁からも行政監督の一環として同法の適用の指針となる各種の「一般的助言」が出されるが、これは同法適用の指針であり、法的拘束力を有するものではない(二三章一条)。
- (7) Prop.1979/80:1, s 207以下。
- (8) SOU1974:40, s 13 och s 29-30.
- (9) SOU1974:40, s 29, Lars Grönwall och Lief Holgersson, Socialtjänsten—Handboken om Sol, LVU och LVM, s 79.
- (10) Lars Grönwall och Lief Holgersson, Socialtjänsten—Handboken om Sol, LVU och LVM, s 85.m.m.
- (11) Westerhäll,L, Socialrätt, s 1108.
- (12) Westerhäll,ibid., s 1108.
- (13) Ann-Charlotte Landelius,Självbestämmande, valfrihet och samtycke inom socialtjänsten, 1996, s 118.
- (14) Lars Grönwall och Lief Holgersson, Socialtjänsten- Handboken om Sol, LVU och LVM, s 105.
- (15) Westerhäll, Socialrätt, i Claes Sandgren(red.), Norstedts Juridiska handbok, 2001, s 1107.
- (16) 難民問題(Prop.1979/80:1)に於ては「原則」を表す用語として"riktlinjer(s 208)", "principer(s 207)", "principerilla riktlinjer(s 209)"等が用いられており、統一した用語が使われているわけではない。しかしランデリウスによると、これらはそれぞれ「原則」として同一のものともなすことが出来る。語彙的には、Landelius, ibid., s 103.

- (17) Alexy, R, *Teorie der Grundrechte*, 1986; Pecznik, A, *Vad är rätt? Om demokrati, rättssäkerhet, etik och argumentation*, 1995.
- (18) Landelius, *ibid*, s 104.
- (19) Landelius, *ibid*, s 104.
- (20) なぎぶとむせ' 井やうしProp. 1979/80:1, s 208-212., なぎぶとむせLars Grönwall och Lief Holgersson, *Socialtjänsten: Handboken om Sol, LVU och LVM*, 2004, s 106-108. を参考にして
- (21) Prop.1979/80:1, s 210. Allmänna rådet 1981:1, s 14 を参考にして
- (22) Grönwall och Holgersson, *ibid*, s 107.
- (23) Prop.1979/80:1, s 209; Grönwall och Holgersson, *ibid*, s 107.
- (24) Lars Grönwall och Lief Holgersson, *Socialtjänsten—Handboken om Sol, LVU och LVM*, s 105.
- (25) Prop.1979/80:1, s 210 och 528. ただし、社会サービス法の補完法として制定された、特定の場合に行政機関が職権により強制的措置を実施するところを可能とする法律たる「特別な場合における薬物乱用者ケア法 (LVM1988:870)」及び「児童ケア特別法 (LVU 1990:52)」に基づく各種の措置については、該当しない。
- (26) Prop.1979/80:1, s 217.
- (27) Prop.1979/80:1, s 210.
- (28) Prop.1979/80:1, s 196.
- (29) Prop.1979/80:1, s 196.
- (30) ひいどむせ' 井やうしProp.1979/80:1, s 196. を参考にして Landelius, *ibid*, s 117-133.
- (31) Prop.1979/80:1, s 196 och s 167.
- (32) Prop.1979/80:1, s 185; Prop.1996/97:124, s 88-89 och s 174; RÅ 1993 ref 11 II, RÅ 1998 ref 40, 社説 で Westerhärll, L, *Socialrättsliga uppsatser*, 1986, s 18, m.m.
- (33) 裁判所無視・法規無視については、公式文書では例えばDs 1995:27 "Kommunala domstolstrots och lagtrots"が、いかなる問題についても扱って
- (34) Prop.1979/80:1, s 185.

(なお紙幅の関係上、参考文献は最小限としたことをお断りしておく。)

※本稿は、二〇〇七(平成一九)年度科学研究費補助金(若手研究(B) 課題番号一八七三〇〇九、研究課題「社会サービス法における利用者の自己決定権尊重の原則に関する研究」)による研究成果の一部である。